

Jリーグ準加盟規程

第1条〔趣旨〕

本規程は、「Jリーグ規約」第20条に基づき、Jリーグが、将来J2会員として入会を目指すクラブを、準加盟として認定する際の事項について定める。

第2条〔準加盟の条件〕

Jリーグに準加盟するクラブは、次の条件を満たさなければならない。

- (1) 将来、J2会員としてJリーグ入会を目指す意思を持つ法人であること
- (2) 前号のクラブの意思を、当該クラブの所属する都道府県サッカー協会が承認、支援していること
- (3) ホームタウンの自治体が、当該クラブのJリーグ入会を応援する姿勢を、文書で示していること
- (4) 現に日本フットボールリーグ(JFL)、9地域のサッカーリーグまたは都道府県サッカーリーグに加盟し、活動している実績があること
- (5) 日本法に基づき設立された公益法人、特定非営利活動法人、または発行済み株式総数の過半数を日本国籍の者が保有する株式会社であり、適正に運営されていること
- (6) 前号の法人がサッカークラブ運営を主たる業務としていること。またこの法人に関して責任をもって運営する常勤役員が1名以上、その他常勤社員が2名以上いること
- (7) 加盟するリーグ戦のホーム試合を、ホームタウン内の特定スタジアムで相当数開催できること
- (8) 前号の特定スタジアムは、Jリーグ規約に定める基準を満たすものであるか、または将来当該基準に適合すべく改修可能であること

第3条〔準加盟クラブの権利〕

- ① 準加盟が認められたクラブは、次の各号の権利を得る。
 - (1) Jリーグからの活動全般に関する指導、助言
 - (2) Jリーグが指定する会議や研修等への、オブザーバー出席
 - (3) 名刺や印刷物への「Jリーグ準加盟クラブ」との表記。ただしJリーグのロゴ、マーク、マスコット、エンブレム等の使用は不可
- ② 準加盟の認定は、J2会員としての入会の必要条件に過ぎない。当該クラブのその後の活動状況が、Jリーグ規約第20条に基づき十分と判断された場合に限り、J2入会が決定される。

第4条〔準加盟クラブの義務〕

準加盟が認められたクラブは、次の各号の義務を負う。

- (1) 年度(4月1日から翌年3月末日)ごとに、年会費120万円を支払う。年度途中で認定され

た場合、資格認定された日から1か月以内に、認定日の属する月から年度末までの残存月数に10万円を乗じた金額を納入する。2年目以降は、期首に一括納入する

- (2) 財務諸表、活動報告、その他Jリーグ事務局が求める書類を、定められた期日までに提出する

第5条〔準加盟の申請〕

準加盟の申請は随時可能で、Jリーグが別に指定する書類の提出をもって行う。ただし、J2会員として初めて参加しようとするシーズン(2月1日から翌年1月末日まで)の、前年の2月1日までに準加盟申請を行い、認定を受けるものとする。

第6条〔準加盟の審査〕

- ① Jリーグ事務局は、準加盟申請したクラブに関連して、必要と認められる調査を行う。
- ② 理事会は、前項の調査等の結果を踏まえ認定の可否を審議し、その結果を原則として申請日の90日後までに、同クラブに書面で通知する。

第7条〔失 格〕

- ① 準加盟クラブが次の各号の一に該当するときは、理事会はそのクラブを失格させることができる。
 - (1) Jリーグの名誉を傷つけ、またはJリーグの目的に反する行為があったとき
 - (2) 本規程第2条に定める条件を満たさなくなったとき
 - (3) 本規程第4条に定める義務に違反したとき
- ② 前項の規定により準加盟クラブを失格させようとする場合、その議決を行う理事会以前に、そのクラブに弁明の機会を与えなければならない。

第8条〔施 行〕

本規程は、平成18年9月1日から施行する。